

第4四半期分

大阪港湾局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額特名随意契約を除く)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由 (随意契約理由番号)</a>	WTO
1	令和8年度 夢洲コンテナ車両待機場所及び夢洲コンテナ車両待機場仮設トイレし尿収集運搬業務委託(概算契約)	廃棄物処理	ミザック株式会社	1,267,200	R8.3.27	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
2	大阪港湾局ATC庁舎内線電話増設及び移設業務委託	通信設備保守点検	OKIクロステック株式会社	1,353,000	R8.3.26	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
3	令和8年度夢洲コンテナ車両誘導警備業務委託	警備	ウォーターフロントサービス株式会社	10,844,625	R8.3.31	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-

# 随意契約理由書

1

## 1 案件名称

令和8年度 夢洲コンテナ車両待機場所ほか1箇所仮設トイレし尿収集運搬業務委託(概算契約)

## 2 契約の相手方

ミザック株式会社

## 3 随意契約理由

本市において、し尿収集運搬を行う場合は、本市のし尿収集運搬許可が必要であり、その許可を有する事業者はすべて本組合に加入している。

本組合は、し尿収集運搬業務を含む浄化槽清掃業務の共同受注等を目的として設立され、環境局が直営で行っていたし尿収集運搬業務を民間委託へ移行した時から、業務の受注を行う取りまとめ窓口として運営されており、各事業者の履行能力や履行場所などについて考慮したうえで大阪市内全域における担当事業者を配置している。

よって、本組合を窓口とした受注業務の振り分けは各事業者が合意しており、組合が選任した契約相手方を唯一の履行可能事業者として随意契約の契約相手方に選定する。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 振興課

## 随意契約理由書

2

### 1 案件名称

令和7年度ATC庁舎入退室管理設備更新業務委託

### 2 契約の相手方

パナソニックEWエンジニアリング株式会社

### 3 随意契約理由

ATC庁舎の出入口の扉は、平成23年度より電子錠により入退室管理を行っている。本入退室管理システムは主に「①制御盤関連機器」、「②セキュリティ監視センター装置」、「③ICカードリーダー」「④電気錠」「⑤登録ICカード読み取り機」で構成されている。導入当時には当初調達の受注者より各構成品の推奨更新時期が示され、導入以降当局での使用状況をふまえながら機器の定期メンテナンスを行うことで、安定的な稼働状況を保つこととしてきた。

なお、本設備は上記業者が設計製作したものであり、メーカー固有のシステムを採用していることから上記業者が更新業務を履行できる唯一の業者である。

今回更新を行う構成①については、推奨更新時期や当局の使用状況を基に本来令和3年度に更新を行う予定であったが、世界的な半導体不足によりメーカーから構成品の調達見込みが立たず、以降も状況が変わらないまま更新を行えずにいた。しかし今般、メーカーより構成①の調達の見込みが立ったとの連絡があったことから、推奨更新時期を大幅に超えている構成①と新たに更新時期を迎えた構成②を更新し、各種設定を行う。

以上の理由により、上記業者との随意契約を行う。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪港湾局 総務部 総務課

## 1 案件名称

令和8年度夢洲コンテナ車両誘導警備業務委託

## 2 契約の相手方

ウオーターフロントサービス株式会社

## 3 随意契約理由

コンテナ車両待機場所については、現在、閉幕後の万博撤去工事期間中であり、万博工事車両等と物流車両の輻輳による交通混雑が見込まれることから、コンテナ車両の円滑な通行を確保するための誘導を行う必要があり、本業務において警備員を配置するものである。

コンテナ車両の交通誘導にあたっては、車種(実入コンテナ搬出入車両、空コンテナ搬出入車両)及びコンテナの外装に記載のある船会社名等からコンテナ車両がどのコンテナターミナルへ向かうものであるか判断できる知識を有し、ドライバーに安全かつ正確な交通誘導指示を行わなければならない、さらに、コンテナターミナル側の警備員及びゲート作業員等と連携し、リアルタイムに情報連絡を行い車列が輻輳しないよう安全かつ正確に交通誘導指示を出す必要があり、情報伝達の齟齬や輻輳が生じないよう情報系統を最小限に構成しなければならない。

このような知識や情報、警備員およびゲート作業員との情報共有は、コンテナ車両を安全かつ正確に交通誘導するには必要不可欠であり、他の業者に履行させた場合、問題が生じた際にコンテナターミナル側と本業務委託の警備員との間で責任の所在が不明確になるとともに、情報系統が複雑化することから、コンテナ車両の誘導に支障をきたし、事故やコンテナ車両の滞留が生じるおそれがある。

上記業者は、これまで継続して警備業務を受託しており、コンテナターミナル周辺の円滑な交通の確保に取り組んできており、本業務を熟知した唯一の業者であり、ターミナルオペレーターである夢洲コンテナターミナル株式会社からも本業務委託の実施に際しては、業務を滞りなく実施することを目的に上記業者を履行業者とするよう要請されている。

以上の理由により、上記業者と随意契約を行う。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 振興課